

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年1月30日提出
【ファンド名】	世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）ヘッジなし コース 世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）資源国通貨 コース 世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）オーストラリ アドルコース 世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）ブラジルレア ルコース
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 拓美
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【提出理由】

「世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）ヘッジなしコース」、「世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）資源国通貨コース」、「世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）オーストラリアドルコース」および「世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）ブラジルリアルコース」につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ 繰上償還の年月日

平成30年4月10日（予定）

繰上償還に係る書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（賛成とみなされた方を含みます。）が保有する平成30年1月31日現在の受益権口数が、平成30年1月31日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

### ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

「世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）ヘッジなしコース」、「世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）資源国通貨コース」、「世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）オーストラリアドルコース」および「世界の高配当株式ファンド（通貨選択シリーズ・毎月分配型）ブラジルリアルコース」（以下、「各ファンド」といいます。）につきましては、平成23年9月にその運用を開始いたしました。設定来、その純資産総額は伸び悩む状況が続いております。とりわけ、平成27年8月以降は、4ファンド全てにおいてその純資産総額が10億円を下回る水準となっております。

各ファンドの信託約款第38条第9項では「純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、書面決議の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書においても繰上償還に関する当該規定が説明されております。平成27年8月以降、平成29年11月末に至るまで、各ファンドの純資産総額は10億円を下回る状況が続いているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

### ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

書面決議を行うため、平成30年1月31日現在の各ファンドの知れている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。

平成30年1月30日に日興アセットマネジメント株式会社のホームページ（<http://www.nikkoam.com/>）に繰上償還に関するお知らせを掲載します。